

令和元年 1 1 月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

令和元年 1 2 月 1 9 日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第74号議案「令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

初めに、歳出の2款1項8目、防災対策費中、防災施設等整備事業費について、「A I 水循環式仮設型シャワーの単価と保管場所について伺う。」という質疑があり、

これに対し、「単価は 498万3千円、藤枝総合運動公園サッカー場の倉庫内で保管する。」という答弁がありました。

次に、同費中、「ポータブル蓄電池の配備場所、目的、単価について伺う。」という質疑があり、

これに対し、「防災拠点である各地区交流センターと岡部支所及び帰宅困難者用に JR 藤枝駅北口駐車場防災倉庫に配備する。主な目的は停電時における市民のスマートフォンの充電、その他電気製品の利用で、単価は本体とソーラーパネルで194万4千円である。」

という答弁がありました。

最後に、歳出の2款3項1目、戸籍住民基本台帳費中、番号法対応事業費について、「マイナンバーカードは、取得率が低い。市民が必要としない制度に固執し、職員にカードの取得を強制しているのではないか。」という質疑があり、

これに対し、「マイナンバー制度については、内閣府が経費以上の効果額を公表しており、本市でも市民の利便性向上、行政の効率化が確実に図られている。さらに今後はマイナポイントをはじめ、健康保険証など用途は広がり、制度の浸透により、市民の利便性はさらに向上する。

そのため、今後は交付の増加が想定されることから、希望する市民に、混乱無く円滑に交付できるよう、体制を整えるものであり、決して職員に取得を強制するものではない。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」及び第76号議案「藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」について申し上げます。

この2つの議案は関連がありますので、質疑については一括して行いました。

初めに、「この制度により、正規の新規採用職員と非正規の非常勤職員との収入の差はどの程度是正されるか伺う。」という質疑があり、

これに対し、「大学卒の新規採用職員とフルタイムの非正規職員を比較すると、年収で約150万円の差があったが、期末手当の支給によりその差は約100万円に縮小される。」

という答弁がありました。

次に、「会計年度任用職員の再度の任用は、原則2回までとのことであるが、それ以上の任用を望む場合の対応を伺う。」という質疑があり、

これに対し、「2回目の再度の任用後は、新規の募集の際に選考を受けてもらう。本人の能力の実証に基づく任用が原則である。そのうえで同じ職員が任用される可能性もあるため長期の任用は可能であるといえる。原則2回としている再度の任用だが、現在と同様に、公務執行に支障が出ないよう運用する。」という答弁がありました。

最後に「この制度により、関係する非正規職員にデメリットはあるか伺う。」という質疑があり、

これに対し、「この制度は正規、非正規の待遇格差是正を目的に、非正規職員の適正な勤務条件の確保に基づいた処遇の改善が行われるものであり、関係する非正規職員にデメリットはない。」という答弁がありました。

第75号議案は討論がありませんでしたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて第76号議案の討論に入り、「会計年度任用職員制度は、雇用の不安定性や格差の固定が払しょくされるわけではなく、非正規職員の処遇が一部改善されるとはいえ、同一労働同一賃金の原則には程遠いため反対である。」という討論がありました。

次に、「この会計年度任用職員制度はこれまでの臨時・非常勤職員制度になかった、期末手当や退職手当の支給等、明確な処遇の改善が見られる。当該職員のモチベーション向上に繋がる重要なものであるため賛成である。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第77号議案「藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例」及び、第86号議案「語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。